



# 五管区水路通報第13号

306項 - 332項

平成24年3月30日

本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第 306項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	射撃訓練
第 307項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域)	射撃訓練
第 308項	本州南岸	潮岬東方	救難訓練
第 309項	紀伊水道南方		救難訓練
第 310項	四国南岸	足摺岬南方(リマ海域及び付近)	救難訓練
第 311項	足摺岬東方至る	豊後水道南口	救難訓練
第 312項	紀伊水道南東方及び	潮岬南方	潜航調査
第 313項	和歌山下津港	海南区、第1区及び第2区	防波堤改修工事
第 314項	和歌山下津港	海南区、第2区	水深減少
第 315項	和歌山下津港	外港	防波堤築造工事
第 316項	阪南港	岸和田航路付近	土砂投入作業
第 317項	阪神港	堺泉北区、第5区	棧橋改修工事
第 318項	阪神港	大阪区	水路測量
第 319項	阪神港	大阪区、第1区及び第6区	掘下げ作業
第 320項	阪神港	大阪区、内港航路及び付近	航行制限
第 321項	阪神港	大阪区、第6区	航泊禁止
第 322項	阪神港	神戸区、第1区	橋梁改修工事
第 323項	阪神港	神戸区、第1区	潜水作業
第 324項	阪神港	神戸区、第2区	海上作業
第 325項	阪神港	神戸区付近	灯台光達距離変更
第 326項	淡路島	由良港	灯台光達距離変更
第 327項	姫路港	東区、第1区	重量物荷役作業
第 328項	姫路港	飾磨区、第1区	水中障害物存在
第 329項	相生港東方	室津湾	防潮堤改修工事等
第 330項	相生港		ヨット帆走訓練
第 331項	四国南岸	室戸岬東方	浮魚礁施設灯一時撤去延期
第 332項	黄海及びフィリピン諸島東方		ロケット打上げ
お知らせ	明石海峡におけるAISバーチャル航路標識の実用化実験について		

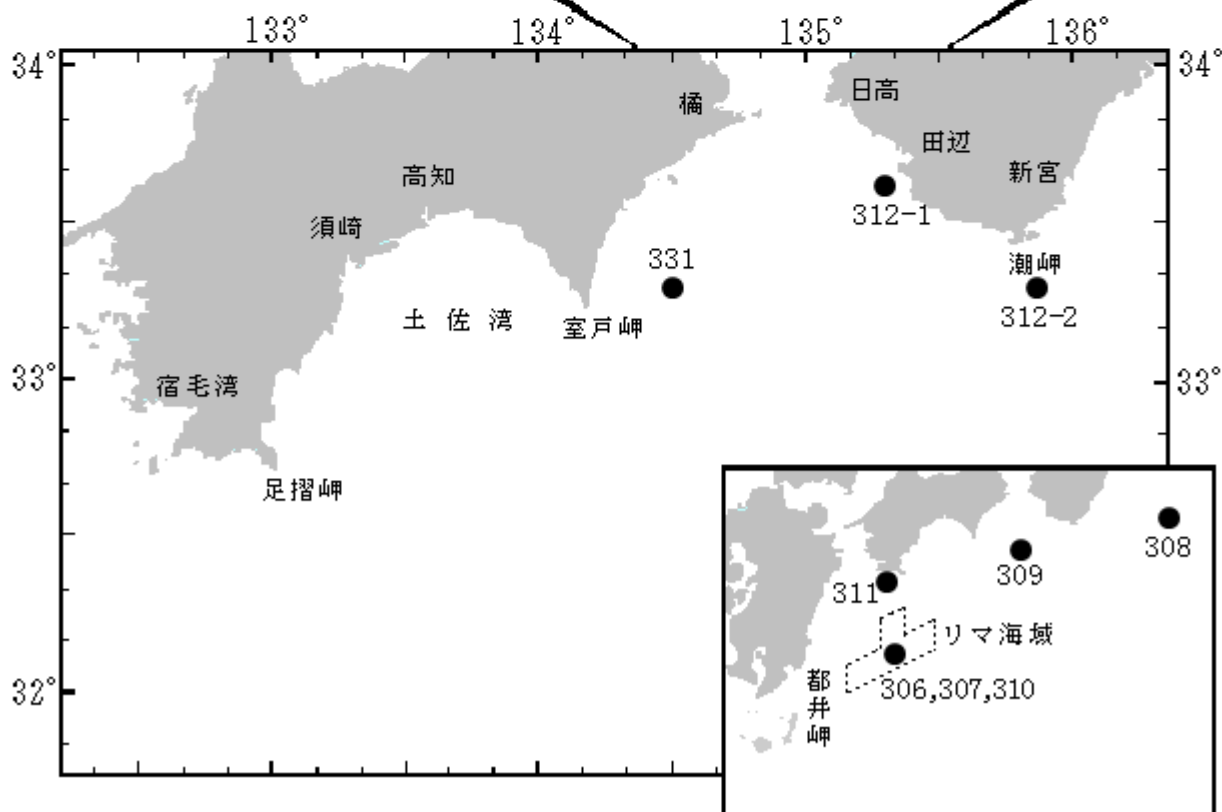
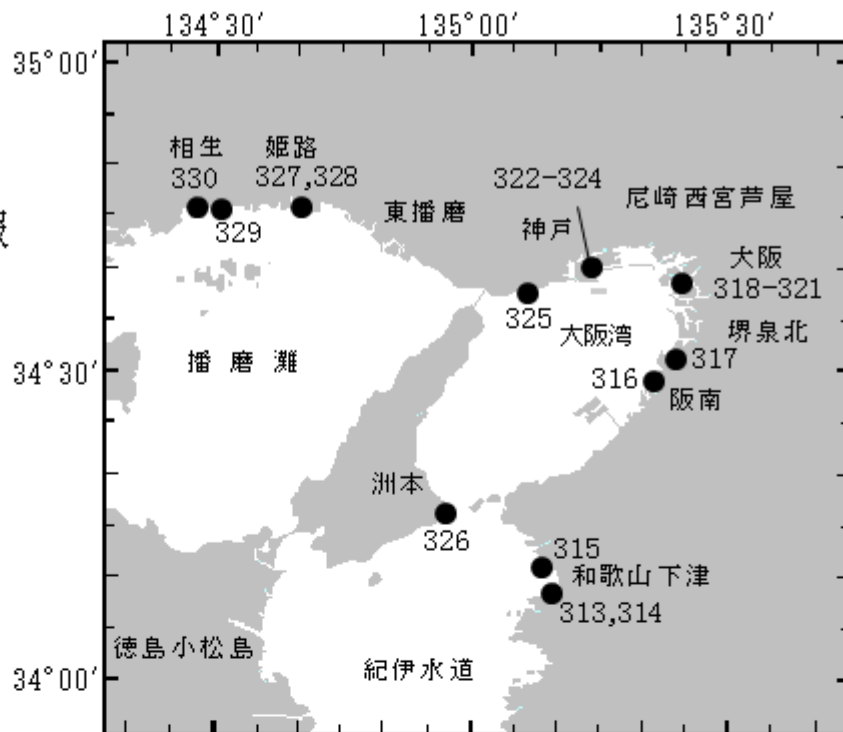
## [海図の改補\(小改正\)のお知らせ\(海上保安庁水路通報第12号\(平成24年3月23日発行\)掲載分\)](#)

海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の 項数
足摺岬北方	灯台灯質等変更	W108(JP共)	248	23年50号1190項
宿毛湾	灯台光達距離変更	W1237-W151(JP共)-W108(JP共)- W1220(JP共)	249	-----
姫路港、飾磨 区及び広畑区	水深等について(補 正図)	W134B(JP共)	242	-----

# 五管区水路通報

## 第13号

### 索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで  
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1  
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係  
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)  
FAX:078-332-6307(自動受信)

五管区水路通報提供サービス  
FAX: 078-332-6307……最新号(ポーリング受信方式)  
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

24年306項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 射撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水射撃爆撃訓練が実施される。

期間 平成24年4月2日～27日(土曜及び日曜日を除く)

区域1 0600～1800

区域2 0700～1900

区域1 下記8地点により囲まれる区域

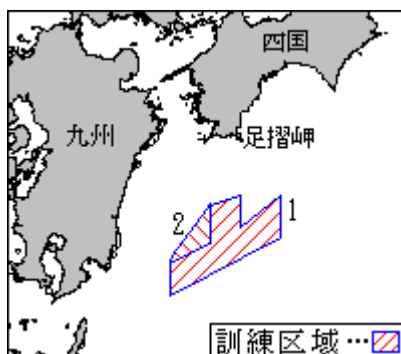
- (1) 32-09-13N 132-59-51E
- (2) 31-48-13N 132-59-51E
- (3) 32-02-13N 133-29-51E
- (4) 31-42-13N 133-29-51E
- (5) 31-04-13N 132-07-51E
- (6) 31-25-13N 132-07-51E
- (7) 31-38-13N 132-37-51E
- (8) 32-01-43N 132-37-51E

区域2 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 32-03-13N 132-37-51E
- (2) 31-38-13N 132-37-51E
- (3) 31-25-13N 132-07-51E
- (4) 31-30-43N 132-09-21E
- (5) 32-00-13N 132-34-51E

海図 W157

出所 防衛省



24年307項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域) 射撃訓練

自衛艦による水上射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期間 平成24年4月2日(予備日3日) 0600～1800

区域 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 31-48-13N 133-29-51E
- (2) 31-42-13N 133-29-51E
- (3) 31-28-13N 132-59-51E
- (4) 31-36-13N 132-59-51E
- (5) 31-36-13N 132-37-51E
- (6) 31-48-13N 132-37-51E

備考 射撃訓練は、射撃海面上に船舶・航空機が存在しないことを確認しながら実施される

海図 W157

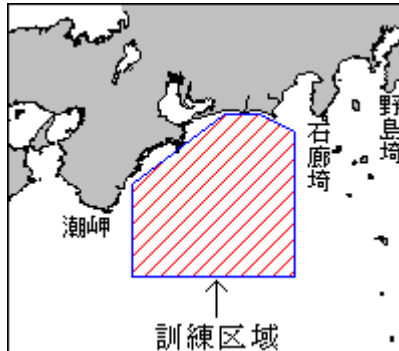
出所 防衛省海上幕僚監部



24年308項 本州南岸 - 潮岬東方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。

**期 間** 平成24年4月2日～27日（土曜及び日曜を除く）0800～2100  
**区 域** 下記6地点により囲まれる海域  
 (1) 34-38-12N 137-29-49E  
 (2) 34-38-12N 137-59-49E  
 (3) 34-25-12N 138-29-49E  
 (4) 32-40-13N 138-29-49E  
 (5) 32-40-13N 136-09-50E  
 (6) 33-47-12N 136-09-50E  
**備 考** キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー及びシーマーカーが使用される  
**海 図** W 6 1 B  
**出 所** 航空自衛隊浜松救難隊

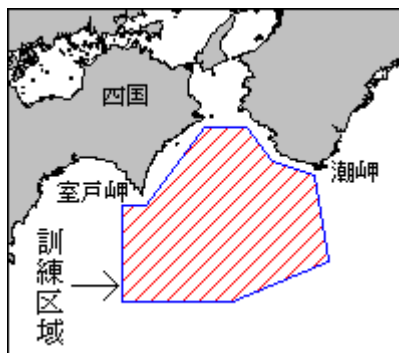


## 2 4 年 3 0 9 項 紀伊水道南方 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。  
**期 間** 平成24年4月2日～27日（土曜及び日曜を除く）0800～2200  
**区 域** 下記9地点により囲まれる海域

- (1) 33-46N 134-45E
- (2) 33-46N 135-08E
- (3) 33-30N 135-22E
- (4) 33-24N 135-45E
- (5) 32-44N 135-52E
- (6) 32-26N 135-00E
- (7) 32-26N 134-00E
- (8) 33-10N 134-00E
- (9) 33-10N 134-13E

**備 考** マリンマーカー、フロートシグナル、ポールマーカーが使用される  
**海 図** W 7 7 (J P 共) - W 1 5 7  
**出 所** 海上自衛隊第24航空隊

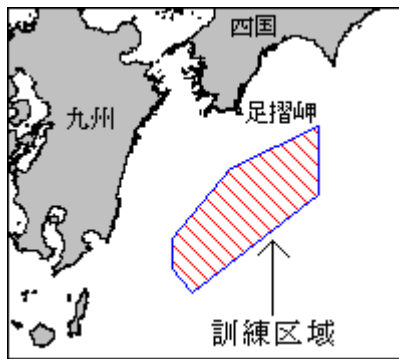


## 2 4 年 3 1 0 項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域及び付近) 救難訓練

自衛隊航空機による救難訓練が実施される。  
**期 間** 平成24年4月2日～27日（土曜及び日曜を除く）0800～2100  
**区 域** 下記6地点により囲まれる区域

- (1) 32-35-50N 134-00-00E
- (2) 31-52-55N 134-00-00E
- (3) 30-48-13N 132-22-51E
- (4) 31-04-13N 132-07-51E
- (5) 31-23-13N 132-07-51E
- (6) 32-09-13N 132-53-51E

**備 考** 照明筒吊光、信号筒、信号発煙照明筒、目標弾及びフレアが使用される  
**海 図** W 1 5 7  
**出 所** 航空自衛隊新田原救難隊



## 24年311項 足摺岬東方至豊後水道南口 救難訓練

水陸両用救難飛行艇の離着水を伴う救難訓練が実施される。

期間 平成24年4月1日～30日 日出～日没

区域1 32-51N 133-19Eを中心とする半径10海里の円内

区域2 32-25N 132-55Eを中心とする半径15海里の円内

区域3 32-40N 132-20Eを中心とする半径15海里の円内のうち、132-10E以西を除く区域

区域4 下記4地点により囲まれる区域

(1) 32-44N 132-10E

(2) 32-30N 132-10E

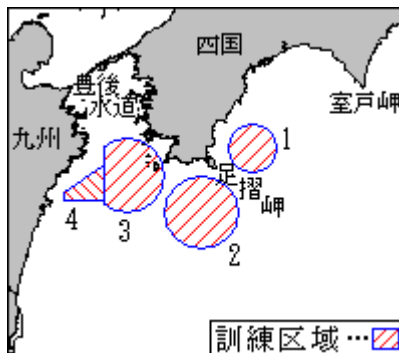
(3) 32-30N 131-50E

(4) 32-34N 131-50E

備考 訓練は天候等により上記1～4のいずれかの区域内で実施される  
発煙筒、シーマーカーが使用されることがある

海図 W157

出所 海上自衛隊第31航空群



## 24年312項 紀伊水道南東方及び潮岬南方 潜航調査

調査船「なつしま」(1,739総トン)及び無人探査機「ハイパードルフィン」による潜航調査が実施される。

期間 平成24年4月16日～19日

区域 下記3地点

(1) 33-40-40N 135-14-13Eを中心とする半径1.0海里の円内海域

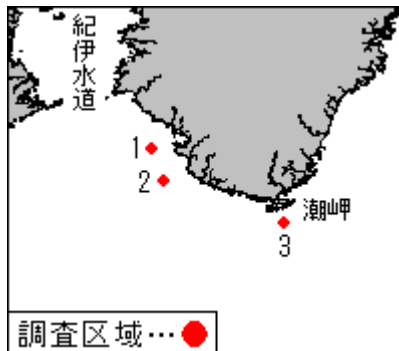
(2) 33-33-02N 135-17-24Eを中心とする半径1.0海里の円内海域

(3) 33-23-20N 135-50-17Eを中心とする半径1.0海里の円内海域

備考 荒天等により期間が変更される場合がある

海図 W77(JP共)

出所 海洋研究開発機構



## 24年313項 和歌山下津港 - 海南区、第1区及び第2区 防波堤改修工事

北防波堤において、潜水土・起重機船等による防波堤改修工事が実施される。

期間 平成24年4月5日～8月10日（予備日を含む）日出～日没  
区域 34-08-53N 135-11-02E 付近  
備考 作業船のアンカー位置を示す浮標が設置される  
作業中は警戒船が配備される  
海図 W1145  
出所 和歌山下津港長



## 24年314項 和歌山下津港 - 海南区、第2区 水深減少

五管区水路通報23年39号871項関連

戸坂漁港において、離岸堤の基礎完成に伴い、水深が海図記載より約3m減少している。

区域 34-08-11N 135-09-38E 付近  
海図 W1145  
出所 五本部海洋情報部

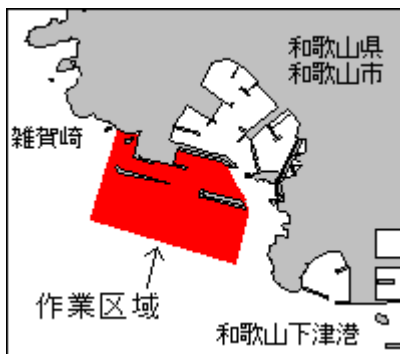


## 24年315項 和歌山下津港 - 外港 防波堤築造工事

五管区水路通報24年5号117項関連

雑賀崎漁港において、潜水士・ガット船等による防波堤の基礎築造工事が期間を延長して実施されている。

期間 平成24年6月30日まで 日出～日没  
区域 34-11-08N 135-08-39E 付近  
備考 夜間、作業区域内に地盤改良船が停泊することがある  
作業船のアンカー位置を示す橙色浮標（夜間は黄色灯付）が設置される  
作業中は警戒船が配備される  
海図 W1150（JP共）  
出所 和歌山下津港長

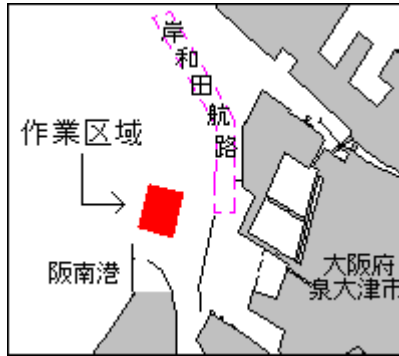


## 24年316項 阪南港 - 岸和田航路付近 土砂投入作業

岸和田航路西方において、作業船による土砂投入作業が実施される。

期間 平成24年4月1日～6月19日（予備日6月20日～29日）日出～日没  
区域 34-29-35N 135-21-33E 付近  
備考 作業船のアンカーの位置を示す浮標が設置される

海 図 作業中は警戒船が配備される  
出 所 W1141(JP共)  
阪南港長



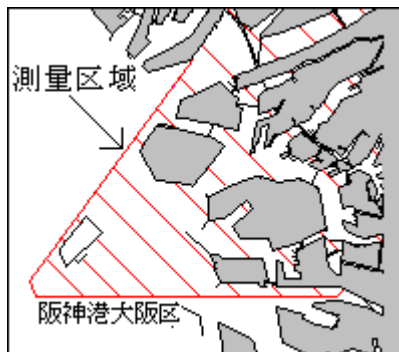
## 24年317項 阪神港 - 堺泉北区、第5区 栈橋改修工事

飯坂栈橋において、潜水士・起重機船等による栈橋改修工事が実施される。  
期 間 平成24年4月2日～10月15日（予備日10月16日～31日）日出～日没  
区 域 34-31-27N 135-25-00E 付近  
備 考 作業船のアンカーの位置を示す球形浮標が設置される  
作業中は警戒船が配備される  
海 図 W1110(JP共)  
出 所 阪神港長



## 24年318項 阪神港 - 大阪区 水路測量

阪神港大阪区において、水路測量が実施される。  
期 間 平成24年4月1日～30日  
区 域 阪神港大阪区全域(付図参照)  
備 考 測量船は白紅白の燕尾旗を掲揚  
海 図 W123(JP共) - W1103(JP共)  
出 所 五本部海洋情報部



## 24年319項 阪神港 - 大阪区、第1区及び第6区 掘下げ作業

夢洲南方において、クラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。  
期 間 平成24年4月1日～6月19日（予備日6月20日～29日）日出～日没  
区 域 下記8地点により囲まれる区域  
(1) 34-38-38.5N 135-24-24.8E  
(2) 34-38-33.9N 135-24-27.7E  
(3) 34-38-03.3N 135-23-15.5E  
(4) 34-37-40.2N 135-22-37.1E  
(5) 34-37-42.2N 135-22-32.1E

- (6) 34-38-06.6N 135-23-13.0E
- (7) 34-38-26.0N 135-23-58.8E
- (8) 34-38-27.0N 135-23-57.7E

備考 作業中は警戒船が配備される  
海図 W123(JP共)  
出所 阪神港長



## 24年320項 阪神港 - 大阪区、内港航路及び付近 航行制限

阪神港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。

期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

位置 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-09.0N 135-23-25.0E(赤色灯付浮標)
- (2) 34-38-02.4N 135-23-09.0E(大阪第2号灯浮標)
- (3) 34-37-19.3N 135-21-58.0E(大阪新島埋立区域南第4号灯浮標)
- (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E(緑色灯付浮標)
- (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E(大阪第1号灯浮標)

- 制限事項
- 1) 航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
  - 2) 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
    - 1 海難を避けようとするとき。
    - 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
    - 3 港長の許可を受けたとき。
  - 3) 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

海図 W123(JP共)  
出所 阪神港長公示大第24-2号(24.3.16)



## 24年321項 阪神港 - 大阪区、第6区 航泊禁止

阪神港大阪区における新島建設工事による付近航行船舶の安全確保のため、船舶の航泊が引き続き禁止される。

期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

区域 6地点を結んだ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-37-56.5N 135-21-12.0E(岸線角)
- (2) 34-37-57.9N 135-21-10.5E
- (3) 34-38-19.5N 135-21-31.3E
- (4) 34-37-56.8N 135-21-56.5E
- (5) 34-37-43.6N 135-21-39.1E
- (6) 34-37-41.5N 135-21-33.8E(防波堤先端)

禁止事項 総トン数500トン以上の船舶は、上記区域を航行及び停泊してはならない。

備考 上記区域を  
 ・黄色灯標(レーダー反射器付、同期点滅) 14基  
 ・黄色標識灯(レーダー反射器付、同期点滅) 6基(潜堤明示用)  
 ・黄色標識灯 2基  
 で表示



海 図 W 1 2 3 ( J P 共 )  
出 所 阪神港長公示大第24-1号(24.3.16)



## 2 4 年 3 2 2 項 阪神港 - 神戸区、第 1 区 橋梁改修工事

五管区水路通報22年18号370項削除

兵庫ふ頭西方の新川橋において、橋梁の架替工事が期間を延長して実施されている。

期 間 平成24年4月30日まで 日出～日没

区 域 34-39-45N 135-10-33E 付近

備 考 工事期間中、吊足場が設置される場合がある

工事区域内に汚濁防止膜及び明示用の黄灯付浮標が設置されている

海 図 W 1 0 1 A ( J P 共 ) - W 1 0 1 B ( J P 共 )

出 所 阪神港長



## 2 4 年 3 2 3 項 阪神港 - 神戸区、第 1 区 潜水作業

川崎重工業前面海域において、潜水土による海底調査作業が実施される。

期 間 平成24年4月4日～6日(予備日7日～11日) 日出～日没

区 域 34-40-37N 135-11-09E 付近

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W 1 0 1 A ( J P 共 ) - W 1 0 1 B ( J P 共 )

出 所 阪神港長



## 2 4 年 3 2 4 項 阪神港 - 神戸区、第 2 区 海上作業

摩耶ふ頭Gバース前面において、車両引き揚げ作業が実施される。

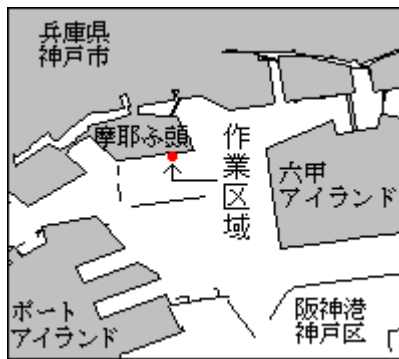
期 間 平成24年4月1日、2日(予備日4日) 日出～日没

区 域 34-41-34N 135-14-04E 付近

備 考 作業中は警戒船が配備される

海 図 W 1 0 1 A ( J P 共 )

出 所 阪神港長



## 24年325項 阪神港 - 神戸区付近 灯台光達距離変更

五管区水路通報24年11号285項削除

須磨海づり公園塔灯(灯台表第1巻3674)(34-38.1N 135-06.3E)の光達距離が変更された。

光達距離 新) 8.0海里

旧) 7.0海里

海図 W101B(JP共) - W131(JP共)

出所 神戸海上保安部



## 24年326項 淡路島 - 由良港 灯台光達距離変更

五管区水路通報24年8号214項削除

高埼灯台(灯台表第1巻3683)(34-16.6N 134-57.4E)の光達距離が変更された。

光達距離 新) 8.0海里

旧) 13.5海里

海図 W1149(由良港) - W1143 - W150A(分図「友ヶ島水道」、JP共)

出所 神戸海上保安部



## 24年327項 姫路港 - 東区、第1区 重量物荷役作業

関西電力姫路第2発電所前面海域において、起重機船による重量物荷役作業が実施される。

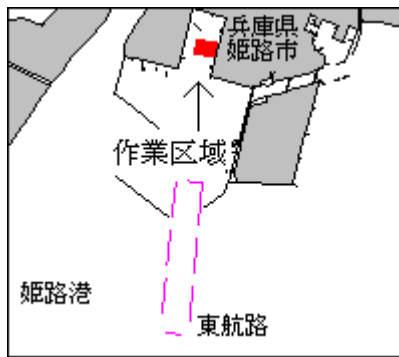
期間 平成24年4月3日、5日(予備日4日、6日)0400~日没

区域 34-46.4N 134-41.2E 付近

備考 起重機船のアンカー位置を示す橙色浮標が設置される  
作業中は警戒船が配備される

海図 W134A

出所 姫路港長



24年328項 姫路港 - 飾磨区、第1区 水中障害物存在

野田川において、杭が存在する。

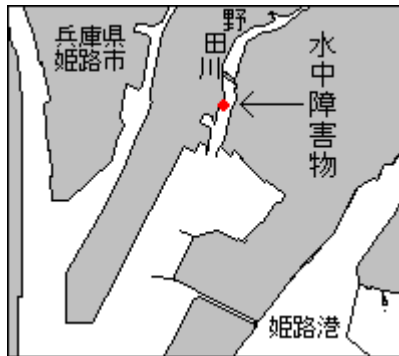
位置 34-47-12.8N 134-39-51.5E (2基あり)

備考 高潮時に水没する

上記位置至近の海図記載のクレーンは撤去されている

海図 W134B (JP共)

出所 五本部海洋情報部



24年329項 相生港東方 - 室津湾 防潮堤改修工事等

室津漁港において、潜水土・起重機船による防潮堤改修工事及び護岸築造工事が実施されている。

期間 平成24年5月31日まで (予備日を含む)

区域 下記2地点付近

(1) 34-46-12N 134-30-05E

(2) 34-45-59N 134-30-15E

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W1113

出所 五本部海洋情報部



24年330項 相生港 ヨット帆走訓練

野瀬岸壁北方において、ヨットの帆走訓練が実施される。

期間 平成24年4月8日 0900 ~ 1500

区域 34-47-09N 134-28-20Eを中心とする半径100mの円内海域

備考 上記区域内にコースを示す球形浮標が4基設置される

訓練中は警戒船が配備される

海図 W111 (相生港)

出所 姫路海上保安部



24年331項 四国南岸 - 室戸岬東方 浮魚礁施設灯一時撤去延期

五管区水路通報24年10号272項削除

土佐黒潮牧場15号施設灯(灯台表第1巻3026.1)(33-17.2N 134-29.2E)の一時撤去は延期されている。

撤去予定日：未定

海図 W77(JP共) - W108(JP共)

出所 五本部交通部



24年332項 黄海及びフィリピン諸島東方 ロケット打上げ

朝鮮半島北部において、ロケット打上げが下記のとおり実施される。

落下日時 平成24年4月12日～16日 0700～1200

第1段落下区域 4地点により囲まれる区域

(1) 35-12-25N 124-52-23E

(2) 35-12-13N 124-30-34E

(3) 35-55-20N 124-32-10E

(4) 35-55-10N 124-50-25E

第2段落下区域 4地点により囲まれる区域

(5) 15-08-19N 124-46-15E

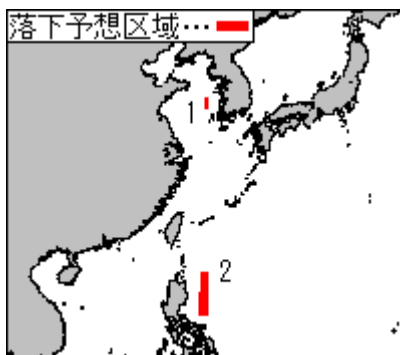
(6) 15-09-35N 123-45-27E

(7) 19-24-32N 123-54-26E

(8) 19-23-08N 124-45-13E

海図 (1～4)W373 - (5～8)W1209 - W1004A (INT 509)

出所 IMO SN回章307



# 明石海峡におけるAISバーチャル航路標識の実用化実験について

第五管区海上保安本部では、明石海峡における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）の機能を活用したバーチャル航路標識（仮想航路標識）の実用化実験を行います。バーチャル航路標識は、海上交通安全法に基づく明石海峡航路東口付近における経路の指定となるポイントに表示されます。

## 1 表示期間

平成24年4月17日(火) 1200から平成24年10月31日(水) 1200まで(日本時)

## 2 表示位置

明石海峡航路北東方：

北緯 34度36分19.8秒  
東経135度04分54.9秒

(明石海峡航路東方灯浮標の北方2,500m)

\* 当該位置には、平成22年6月24日から平成23年2月22日までの間、「明石海峡航路北東方仮設灯浮標」が設置されていました。

## 3 実施方法

### ① 信号の発信

大阪湾海上交通センターのAIS陸上局から、バーチャル航路標識の信号(航路標識通報(Msg21))を送信します。

### ② バーチャル航路標識の表示

信号を受信した船舶側のAIS表示器、またはAIS信号が表示可能なレーダー画面上に、バーチャル航路標識のシンボル(⊕)が表示されます。



### 【明石海峡航路東口付近の航法】

- 東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50m以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること、明石海峡航路東方灯浮標から200以上離れた海域を航行すること。
- 明石海峡航路を出て東航する長さ50m以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200m以上離れた海域を航行すること。

## 4 留意事項

- バーチャル航路標識の表示シンボルは、船舶搭載のAIS装置の機種によって異なる場合があります。
- 初期型のAIS装置においては、シンボルが表示されない場合があります。
- 表示されるバーチャル航路標識は、海上交通センターがAISによって提供する航行の安全に関する情報として位置づけられます。

## 5 インターネットによる情報 (詳細は、下記のホームページに掲載しています。)

➢ 第五管区海上保安本部HP <http://www.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/>

## 6 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部企画課 078-331-2710 (直通)